熊本市都市計画総括図

（熊本都市計画区域）

1:30,000

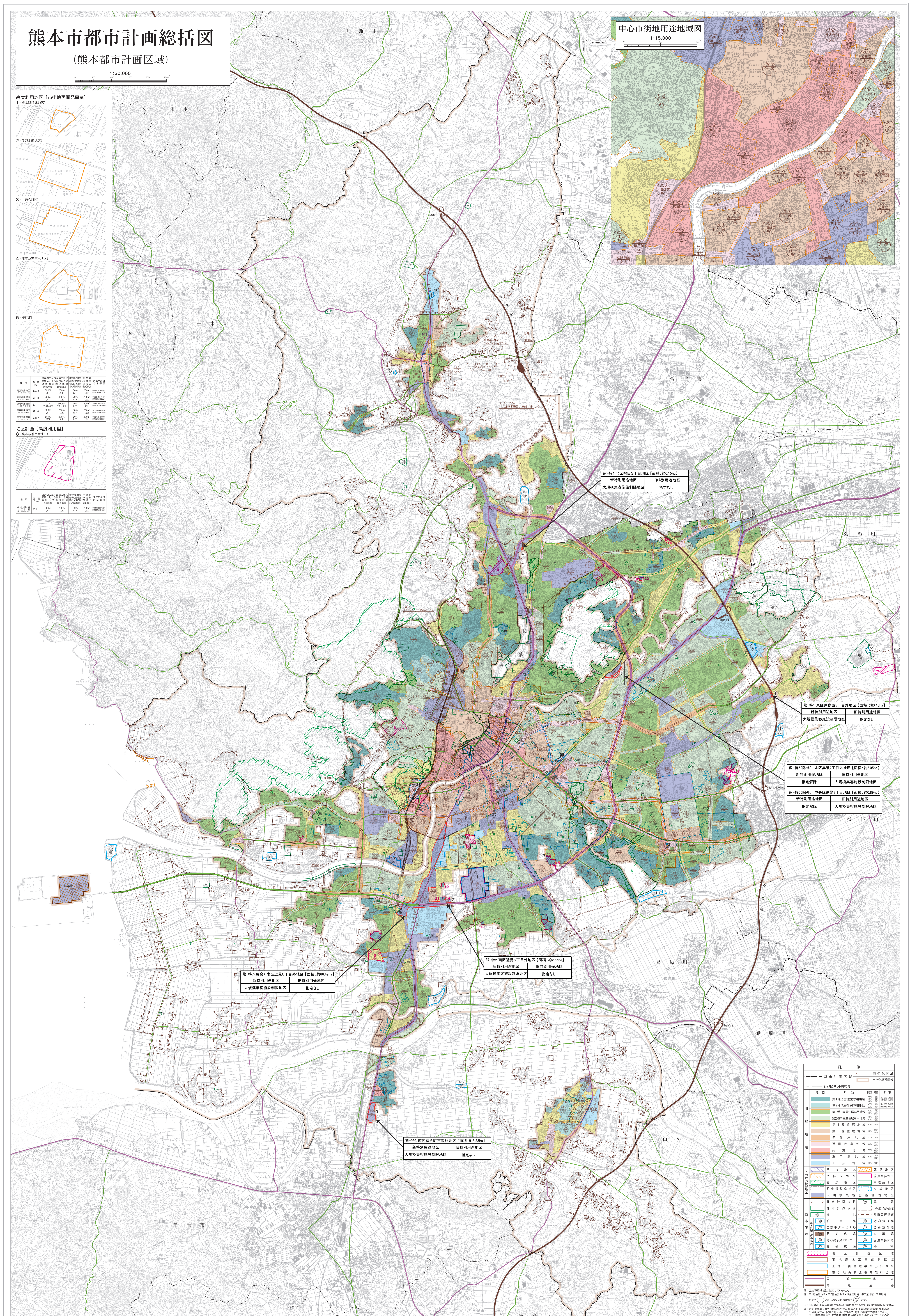

高度利用地区［市街地再開発事業］

1（熊本駅前北地区）

2（手取本町地区）

3（上通A地区）

4（熊本駅前東A地区）

5（桜町地区）

種類	面積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	決定年月日 告示番号
		最高限度	最低限度			
高度利用地区（熊本駅前北地区）	約0.5	600%以下	200%以上	80%以下	200㎡以上	昭和61年3月29日 熊本市告示第103号
高度利用地区（手取本町地区）	約1.0	700%以下	300%以上	70%以下	200㎡以上	平成8年8月8日 熊本市告示第298号
高度利用地区（上通A地区）	約1.1	700%・500%以下	300%・200%以上	70%以下	200㎡以上	平成10年9月1日 熊本市告示第368号
高度利用地区（熊本駅前東A地区）	約1.4	600%以下	200%以上	80%以下	200㎡以上	平成20年5月26日 熊本市告示第288号
高度利用地区（桜町地区）	約3.7	600%以下	200%以上	80%以下	200㎡以上	平成26年4月22日 熊本市告示第260号

地区計画［高度利用型］

8（熊本駅前南A地区）

種類	面積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	決定年月日 告示番号
		最高限度	最低限度			
高度利用型地区計画（熊本駅前南A地区）	約1.0	600%以下	200%以上	80%以下	200㎡以上	平成20年9月9日 熊本市告示第483号

熊-特4 北区飛田3丁目地区【面積：約0.15ha】	
新特別用途地区	旧特別用途地区
大規模集客施設制限地区	指定なし

熊-特1 東区戸島西5丁目外地区【面積：約0.43ha】	
新特別用途地区	旧特別用途地区
大規模集客施設制限地区	指定なし

熊-特5（除外） 北区黒髪7丁目外地区【面積：約2.05ha】	
新特別用途地区	旧特別用途地区
指定解除	大規模集客施設制限地区

熊-特6（除外） 中央区黒髪7丁目地区【面積：約0.89ha】	
新特別用途地区	旧特別用途地区
指定解除	大規模集客施設制限地区

熊-特2 南区近見6丁目外地区【面積：約2.65ha】	
新特別用途地区	旧特別用途地区
大規模集客施設制限地区	指定なし

熊-特7（用変） 南区近見6丁目外地区【面積：約66.49ha】	
新特別用途地区	旧特別用途地区
大規模集客施設制限地区	指定なし

熊-特3 南区富合町古閑外地区【面積：約8.53ha】	
新特別用途地区	旧特別用途地区
大規模集客施設制限地区	指定なし

凡例

都市計画区域		市街化区域	
		市街化調整区域	
行政区域（市町村界）			

	種別	名称	建蔽率	容積率	摘要
用途地域	🟩	第1種低層住居専用地域	30% 40% 50%	60% 80% 100%	高さ限度10m以下 外壁後退 1m以上
	🟦	第2種低層住居専用地域	40% 50%	80% 100%	高さ限度10m以下 外壁後退 1m以上☆
	🟩	第1種中高層住居専用地域	40% 60%	100% 150% 200%	
	🟩	第2種中高層住居専用地域	50% 60%	100% 150% 200%	
	🟨	第1種住居地域	60%	200%	
	🟫	第2種住居地域	60%	200% 300%	
	🟧	準住居地域	60%	200%	
	🟪	近隣商業地域	80%	200% 300%	
	🟥	商業地域	80%	400% 500% 600%	
	🟪	準工業地域	60%	200% 300%	
	🟦	工業地域	60%	200%	

その他の地域地区	▨	防火地域	▨	臨港地区
	▨	準防火地域	☐	流通業務地区
	▨	風致地区	☐	事務所地区
	☐	駐車場整備地区	☐	文教地区
	🟪	大規模集客施設制限地区		
都市施設		都市計画道路	墓	墓園
	☐	都市計画公園	☐	下水道計画決定区域
	緑	緑地		都市高速鉄道
その他の都市施設	駐	駐車場	汚	汚物処理場
	夕	自動車ターミナル	ご	ごみ焼却場
	駅	駅前広場	火	火葬場
	終	終末処理場（浄化センター）	流	流通業務団地
	交	交通広場	市	市場
	▨	地区計画区域		
	☐	宅地造成工事規制区域		
	☐	土地区画整理事業施行区域		
	☐	市街地再開発事業施行区域		
		国道		県道
		高速道路		

注：工業専用地域は、指定していません。

注：第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域において○の表示のない地域は総て$\frac{200}{60}$です。

☆：南区城南町（第2種低層住居専用地域）において外壁後退距離の制限はありません。

注：市街化調整区域では開発等の許可条件により、容積率、建蔽率、絶対高さ、外壁後退等が、個別に制限されますので、開発指導課でご確認ください。また、建築基準法では容積率、建蔽率、斜線制限が指定されていますので、建築指導課でご確認ください。

1. 令和4年熊本市1：10,000を縮小編集
2. 令和4年熊本市1：25,000を複製

大成ジオテック株式会社調製

※この図面は熊本市の都市計画の概略を示したものであり、詳細については熊本市都市建設局都市政策課でお調べください。また、周辺市町村の都市計画についてはそれぞれの市町村でお調べください。 ※地図中の数字は裏面の一覧表の番号と対応します。

「令和7年4月調製」